

フェミニズム理論における連合・連帯の規範的構想 —— ナンシー・フレイザーとアイリス・マリオン・ヤングの議論から

山岸大樹*

本稿は、ナンシー・フレイザーとアイリス・マリオン・ヤングのフェミニズム理論および政治・社会理論に焦点を当てつつ、両者におけるフェミニストとしての連合・連帯の構想を比較し、現代の理論および状況に照らしつつ検討するものである。フレイザーとヤングは、ともに1980年代以降の社会と運動の状況を念頭に置きつつ、社会主義および批判理論を足がかりとして、女性をはじめさまざまな属性の人びとが被る不正義の是正に向けた、規範的な政治理論の構築を目指してきた。両者の相違は、政治、経済、文化等に関わる不正義をいかに認識し、その是正に向けていかなる治癒策を採用すべきかという点に関するものであると解釈されてきたが、本稿では両者の不正義および社会集団に関する考察や、その相違に起因する論争を検討することによって、それらが連合・連帯のあり方に関する構想においてどのような形で表れているかを明らかにすることを目的とする。

キーワード

アイリス・マリオン・ヤング、ナンシー・フレイザー、差異化された連帯、99%のためのフェミニズム、不正義

はじめに

フェミニズムの深化と発展は、社会理論の発展や社会情勢の移行、および不正義の是正を目的として生起する社会運動の状況と不可分の関係にある。西洋諸地域で1960年代以降に主流となった社会運動は一般に「新しい社会運動」と呼ばれ、それまでの

マルクス主義に基礎を置く階級基盤的な結束とは異なる集合体が主体となった運動であったとみなされているが、その集合体の性質については、産業構造の変化、共有される価値観や信念の多様化、社会的属性やアイデンティティの多元化といったさまざま

*同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士後期課程

まな要素が考えられ、意見が分かれる点でもある(本田 2022: 17)。同時代以降のフェミニズムにおいても、階級主導的であった運動内における性差別の経験や、周縁化されてきた人びとの経験などがより聞き届けられるようになるにつれて、今後のフェミニズムが焦点を合わせるべき不正義についての認識や、その是正に向けた戦略や治療策のあり方について、数多くの議論が交わされることとなった。

アイリス・マリオン・ヤング (Iris Marion Young) とナンシー・フレイザー (Nancy Fraser) はいずれも、「新しい社会運動」が主流となりつつある社会の中で、フェミニズム理論や政治・社会理論の分野において活発な議論を行った人物である。本稿の目的は、ヤングが最終的に到達した連帯の構想である「差異化された連帯 differentiated solidarity」とフレイザーが現時点において到達した連帯の構想である「99%のためのフェミニズム feminism for the 99%」について、それまでの議論の変遷をたどりつつ検討することにある。

以下で確かめていくように、それぞれの連合・連帯¹の構想は、両者における理論的な見解の相違とフェミニズムをはじめとす

る運動がとるべき戦略についての相違の両面を反映したものである。より詳しく言うならば、同時期の社会における不正義の分析および解釈と、その不正義に対する治療策 remedy という2つの相違が、それぞれの連合・連帯の構想における独自性に引き継がれているのである。本稿では、1990年代に両者のあいだで交わされた不正義の分析および解釈に関する論争を中心に、それらに関する両者の議論の経緯やその後の発展も含めて検討する。

このフレイザーとヤングの論争については、ケヴィン・オルソン (Kevin Olson) が編者となり 2008 年に出版された、フレイザーによる不正義の理論化に関する論文集 *Adding Insult to Injury* に両者の論考が収録されている他、同書にはアン・フィリップス (Anne Phillips) がこの論争を詳しく検討した論考も収録されている。また、両者の論争のレビューないし検討を含む論考として、Heyes (2003)、Eisenberg (2006)、La Caze (2006)、Allen (2008)、Dorrien (2021) などが挙げられる²。だが、これらはいずれも再分配／承認をめぐる両者の相違に焦点を当てて論じる構成となっており、ヤングの連帯論およびフレイザーの進歩的ポピュ

1 本稿では、多様な背景を有する人びとが不正義の是正を目的として形成する人びとのつながりとして連合 coalition/alliance という語を、不正義の是正を念頭に置きつつも日常的な場面から連続して形成される人びとのつながりとして連帯 solidarity という語を、それぞれ用いている。以下でみるように、ヤングの理論には『正義と差異の政治』で触れられた連合の構想から、*Inclusion and Democracy* で展開される連帯の構想への発展がみられる。フレイザーの場合はこのような連続がみられるわけではないが、『99%のためのフェミニズム宣言』には連帯という語が複数用いられている。本稿の議論においては、こうした区別は特に重要ではないため、連合・連帯とまとめて呼称する。

2 本稿では参照しないが、フレイザーとヤングがともに認識論的な観点から社会的排除について論じたフェミニストであることに着目する重要な論考として Dieleman (2012) があり、両者の不正義に関する理論について従来はあまり取り上げられてこなかった視座から比較がなされている。

リズム論や「99%のためのフェミニズム」の検討にまでは踏み込んでおらず、連合・連帯についての両者の具体的な構想の比較や、その構想に不正義に関する議論がどのように関係するかについての検討までには至っていない。また、本邦において両者の不正義に関する議論および論争について検討した研究としては、教育社会学における福島（2008）、政治哲学・政治理論における向山（2014）、森（2016）、辻（2016）などが存在するが、やはりいずれも両者の連合・連帯のあり方を検討するには至っておらず、また社会運動およびフェミニズム理論への着目も弱いことから、本稿とは関心を異にするものである。

第1章 ヤングにおける不正義の分析 と連合・連帯の構想

——『正義と差異の政治』および社会主義フェミニズムとの関係から

本章ではヤングに焦点を当て、その不正義に関する理論と、その背景にある思想的立場の概要を検討する。後述するフレイザーによるヤングへの批判およびヤングからの反論を正しく理解するためには、論争の主題および内容に加えて、その背景についても確かめる必要がある。以下では、正義の「分配的パラダイム」と呼ばれる立場を避けようとしたヤングの理論が、社会集団が被る抑圧の多様性と複雑性に留意したものであること、連合・連帯の形成においてもこうした社会集団と抑圧の多様性と複雑性が念頭に置かれるべきとされたこと、そしてこれらの議論に、ヤング自身と社会主義フェミニズムの関係が根差していることを確認していく。

1990年に刊行されたヤングの『正義と差異の政治』は、政治哲学において探求されてきた正義についての諸理論における問題点を指摘し、それに代わる理論の構築を試みた著書である。ヤングによれば、「現代の哲学的な正義論は、(…) 社会的正義の概念を、社会の構成員間における道徳的に妥当な利益と負担の分配という意味に限定する傾向がある」(Young 1990a=2020: 19)。21世紀においてなお影響力を有し、「政治哲学のいわば『座標軸』」(齋藤・田中 2021: ii) であり続けているジョン・ロールズ(John Rawls)の理論をはじめ、政治哲学・政治理論における正義についての議論のほとんどは、「分配的な問題に第一義的な焦点を当てている」(Young 1990a=2020: 23)とヤングは指摘する。

ヤングによれば、このような正義に関する理論の「分配的パラダイム」は、「新しい社会運動が暗に訴えかけている社会的正義の概念」(Young 1990a=2020: 1)を射程に入れることができない。まず分配的パラダイムは、物質的な財の分配に焦点を当てすぎること、社会構造や制度的文脈といった、現実の分配状況に影響を与えている要素を軽視する。ヤングによれば、正義に関する議論は分配だけを焦点とするのでは不十分であって、少なくとも意思決定、分業、文化という4つの要素を正義の主題として扱わねばならない。加えて、分配的パラダイムは分配の対象とする「財」の範囲を、権力、機会、自尊心といった概念にまで拡張してしまうことによって、それら非物質的な概念を社会的な関係やプロセスに関わるものではなく、静態的なものとしてみなし

てしまう。これらの概念は分配可能な財として理解するのではなく、意思決定、分業、文化といった要素に焦点を当てつつそれらがいかなる状況であるかを分析するという形で扱いながら、社会的諸関係の視座を交えて解釈することが適切であると、ヤングは主張する（Young 1990a=2020: 第1章）。

分配に加えて、意思決定、分業、文化の各領域で捉えられる不正義は、ヤングの議論においては「自我の発達に対する制度的制約」である抑圧と、「自己決定に対する制度的制約」である支配という2つの形態に分類される（Young 1990a=2020: 53-4）。さらに抑圧は、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力という5つの形態に分類できる³。このように抑圧の形態を細分化したのは、「複数の抑圧を共通の本質に還元したり、一つの抑圧が他の抑圧よりも本質的であるなどと主張することなく、複数の抑圧を比較することが可能」であるような不正義の理論化をヤングが目論んでいたからである（Young 1990a=2020: 92）。分配的パラダイムに比較して考慮すべき対象や文脈が複雑化するとしても、その複雑さを縮減せずに捉えられるようにしておくことが、ヤングの正義論においては求められているのである。

抑圧の分析を通して社会集団間の共通性と差異を認識することは、不正義の是正に向けた連合・連帯の形成に大きく関係する。ヤングは、社会運動における集団間の差異を廃絶しようと苦闘してきた運動の歴史、すなわち「同化の理念」に支えられてきた運動に対してその意義を認めつつも、そ

れよりも「集団間の差異の肯定を自己規定する」という性質を帯びた「差異の政治」の構想を支持するという立場をとる（Young 1990a=2020: 221）。ただし、ヤングが差異の政治を支持するのは、「差異の意味を問い直す」ような実践が付随する場合に限ってであることに注意が必要である（Young 1990a=2020: 221,236）。

差異の本質主義が曖昧になるにつれて、つまり女性、黒人、同性愛者に固有の本性に対する信念が正当と見なされなくなるにつれて、恐れは高まる。差異の政治は、この恐れに正面から向き合う。それは、人々を区別する明確な境界を持たない、まさに曖昧で、関係的で、流動するものとして、つまり不定形の統一体でも純粋な個体でもないものとして集団の差異を理解しようとする（Young 1990a=2020: 239）。

このように捉え返された差異の意味を帯びた社会集団によって構成される運動の連合体として、ヤングは「虹の連合 rainbow coalition」を想定する（Young 1990a=2020: 262-3）。この連合は、構成する集団のそれぞれが他の集団の存在を承認し、社会的な争点に関する経験や視座の固有性を互いに認め合うことで構成される。運動の方向性や目的については、連合の内部でそれぞれ組織化された集団から選出された代表が独自の分析をもとに意見を表明し合い、各団体が平等な権力を行使できるように設計さ

3 これらの形態について、詳細は『正義と差異の政治』第2章の他、Voet (1998) や向山 (2014) などを参照。

れた意思決定過程に参画しつつ定められるとされる。『正義と差異の政治』の時点では、ヤングにおける連合・連帯の構想はこの「虹の連合」において具現化されると考えてよいであろう。

『正義と差異の政治』で分配的パラダイムの代替となる正義の理論を構想するにあたって、ヤングはいくつかの学術的方法を組み合わせることを明らかにしているが、そのうちの1つにマルクス主義フェミニズムがある。1960年代から70年代にかけて、新左翼運動の内部において多くの女性たちが経験した性差別について、マルクス主義フェミニストたちはマルクス主義自体の理論的欠陥が関係していると捉えたうえで、いかなる改良が可能であるかをめぐって議論を交わした(Sargent 1981=1991)。たとえばハイジ・ハートマン(Heidi Hartmann)は「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚」という論文で、階級的な抑圧を生じさせる社会システムを資本制、性的な抑圧を生じさせる社会システムを家父長制と定義したうえで、両者は固有の力学と発展形式を有すると論じる(Hartmann 1981=1991)。マルクス主義が対象とする社会システムとフェミニズムが対象とする社会システムがそれぞれ別個で独立したものであると認識する点から、ハートマンの立場は二元論的であると言える。

ヤングはこうした二元論に異を唱え、フェミニズムはマルクス主義との「結婚」を目指すのではなく「マルクス主義を引き継ぎ、ジェンダー関係を中核とするような理論へとマルクス理論を変えていかなけれ

ばならない」と主張する(Young 1981=1991: 89)。そのような理論において中核になるのが、ジェンダー分業に関する分析である。ヤングによれば、ジェンダー分業は生産関係の構造にとって基本的なものであり、それなしには資本制社会の存続が困難となるようなものである。

社会全体の経済構造や支配関係を理解するために、ジェンダー分業の構造を特に考察する必要があると主張したい。このジェンダー分業のカテゴリーにより、社会主義フェミニストは、階級、支配、生産分配関係の現象と女性抑圧の現象とを、同じ社会経済システムの側面としてみなすことができる。このような見解に立つことによって、私たちはすべてのマルクス主義者に対し、女性の状況や抑圧の問題を社会形成の分析に不可欠なものとして考慮するよう要求できる(Young 1981=1991: 96)。

この引用部には、『正義と差異の政治』における分配的パラダイム批判とその代替案の提起につながる部分、すなわち関係や構造の面から不正義を理解するために分業概念を取り上げる必要があるという主張が、すでに現れている。同書の分配的パラダイム批判は、第一には政治理論・政治哲学において多くのリベラルな正義論のアプローチが、ジェンダーをはじめとする社会集団の不正義への射程を適切に組み込めてこなかったことに向けられているが、その根底には社会主義フェミニストとしてのヤングによる、マルクス主義に対する同種の批判

的視座が存在しているのである。

だがその後、『正義と差異の政治』と同じく1990年に刊行された単著である *Throwing Like a Girl* で、ヤングは社会主義から距離を置くと明言する。ヤングは学術的な面のみならず、1970年代から80年代にかけてアクティヴィストとしても社会主義フェミニズムにコミットしてきた経験を有していた⁴が、さまざまな抑圧に対抗する社会運動が多様な場所やしかたで生起し、それぞれが被る不正義に対抗するのを目にして、ヤングは「かれらの敵が資本主義であると言うことは抽象的すぎる」のではないかと疑念を抱く (Young 1990b: 5)。時代が進むにつれてフェミニストが対峙する問題もより多元化し、単に「社会主義フェミニズム」と分類するのでは不足するほど多くの文脈を抱えるようになったとヤングはみたのである。遺作の『正義への責任』において明らかなように、ヤングが貧困や階級的不正義を「あと回し」にしたわけではない。マルクス主義が女性の抑圧を「あと回し」にして資本主義との対決を優先しようとしたことへの警戒と同じように、資本制を敵として結集するフェミニズムを打ち立てることによって、それぞれの女性たちが関係する属性において抱える多様な抑圧を

「あと回し」にすることをこそ、ヤングは避けようとしていたのであった。

第2章 フレイザーの不正義に関する理論とその是正策

——ヤング『正義と差異の政治』に対する批判、およびその後の論争

本章では、フレイザーによる不正義とその是正策に関する理論を確認したうえで、そこからヤングに対してどのような批判が展開されたかという点を主に取り上げつつ、どのようにして連合・連帯をめぐる両者の立場の差異が生じたのかを検討する。前章で触れたとおり、ヤングは1980年代まで社会主義フェミニストとしての立場にコミットしながら、1990年代を前に社会主義から離れて独自の議論を構想するに至った。一方のフレイザーは、1980年代から現在に至るまで資本主義の問題系に深くコミットし続けながら、不正義の是正に関する議論を発表している。フレイザーがヤングの『正義と差異の政治』を批判するのは、1997年に刊行された『中断された正義』の第8章であるが、この批判は同書の第1章で展開される再分配⁵／承認の二元論の観点から、ヤングが論じる正義についての理論に向けられたものである。したがって、

4 アン・ファーガソン (Ann Ferguson) は、1970年代から80年代にかけて、マルクス主義-社会主義フェミニストらで構成されていた活動・研究グループにヤングとともに所属していたことを、ヤングの没後に明かしている (Ferguson and Nagel 2009: 4)。また、*Throwing Like a Girl* 第4章では、ヤング自身が活動のなかで経験した「差異」の状況が述べられている (Young 1990b: Chapter4)。

5 redistributionの訳について、フレイザーの著書の邦訳では「再配分」とされることが多いが、政治理論および政治哲学においては「再分配」と訳されるのが通例である (配分は allocationの訳語とされる)。最近ではフェミニズム理論においても、江原 (2022) がフレイザーの議論を参照した際にあえて意図的に「再分配」と訳出したことを明記しており、本稿でもすべて「再分配」と記載する。ただし例外として、邦訳書の書名となっている『再配分か承認か?』については、そのまま記載する。

まずはフレイザーによる再分配／承認の二元論がどのようなものかを確認する必要がある。その後、不正義の理論化に関するヤングへの批判の射程が、連合・連帯を形成する際の基礎に何を位置づけるべきかという点にまで及ぶこと、すなわち人びとおよび社会集団のあいだに「再分配／承認のジレンマ」が存在することを認識して、再分配の次元に留意しながら連合・連帯に向かうべきであるとフレイザーが主張したことを確認したい。

フレイザーによる正義に関する議論の中身に立ち入る前に、踏まえておかねばならないこととして、フレイザーの議論は特定の社会的状況を念頭に置いているということが挙げられる。フレイザーは社会運動における「ポスト社会主義」的な対立に強い危機感を抱いており、こうした時代状況がフレイザーにおける正義の理論化を構成していると述べている。

20世紀末期において、「承認への闘争」が急激に政治的対立のパラダイムとなりつつある。「差異の承認」が、ナショナリティ、エスニシティ、「人種」、ジェンダー、セクシュアリティの名のもとに動員された集団の闘争を先鋭化させている。このような「ポスト社会主義」的対立のなかで、集団的アイデンティティは政治的動員の主要な媒体として階級の利害に取って代わろうとしている (Fraser 1997 = 2003: 19)。

このように、「ポスト社会主義」的な状況

において、社会集団が提起する運動の目的と戦略は多様化し、階級を基盤とし再分配の実現を目的とした運動の力が削がれているというのがフレイザーの診断であった。もちろんフレイザーは、承認を求める運動によって抑圧が是正される局面や社会集団があることを否定しない。だが、人種やジェンダーといった社会集団においては、低賃金労働への就業傾向を批判するという再分配への要求と、スティグマによって自尊心を毀損されることへの批判といった承認への要求がどちらも含まれ、片方の要求がもう片方の要求を阻害する可能性がある。前者は人種やジェンダーに関わりなく平等な処遇を要求する、すなわち集団の解体を志向するのに対して、後者は人種やジェンダーの価値を肯定し直すよう要求する、すなわち集団の肯定を志向する性質を有するからである。これがフレイザーの指摘した「再分配／承認のジレンマ」である (Fraser 1997=2003: 第1章)。

フレイザーによれば、ヤングは「差異の政治」に関する議論において、このジレンマを真剣に捉えることができていない。分配的パラダイムへの批判と5類型からなる抑圧の理論化によって、再分配の問題の位置づけを曖昧にする一方で承認の問題をより優先すべき対象として想定してしまい、あらゆる社会集団による正義への要求を承認の視座から一元的に解釈してしまうからである。ヤングによる社会集団の理論化についても、階級のような集団とエスニシティやセクシュアリティのような集団、そして人種やジェンダーといった集団のあい

だにそれぞれ存在しうる目的や要求の性質の差異を捉えそこなっているとされる⁶。このように、不正義、その是正策、そして社会集団のいずれの理論化においても、ヤングは再分配と承認の関係を適切に捉えることに失敗しているというのが、フレイザーの主張である (Fraser 1997=2003: 第8章)。

ヤングの構想の代案として、フレイザーは政治経済分野と文化分野における是正策のパターンを2つずつ取り上げ、それぞれのより望ましい策を組み合わせることが最善であると主張する (Fraser 1997=2003: 35-49)。まず政治経済分野においては、フレイザーが「リベラルな福祉国家」と呼ぶ策と「社会主義」と呼ぶ策が対置され、前者が肯定的治癒策、後者が変革的治癒策として位置づけられる。肯定的治癒策は、結果としての不正義にのみ着目し、社会的公正を生みだしている社会的基盤を乱すことなく、既存の集団や構造の布置に従って是正を図る考え方であり、リベラル・フェミニズムもこうした考え方に立つとされる⁷。変革的治癒策は、既存の集団や構造の布置を決定づけている社会的基盤自体を再構造化することによって是正を図る考え方であ

り、ジェンダーの二元論を打ち崩そうとする社会主義フェミニズムの思想がこうした考え方に立つとされる。前者は既存の社会集団の差異をそのままにする、あるいは促進する一方で、不公正な分配の結果として負わされた集団的なスティグマをもそのままにする、あるいは強化する可能性がある。後者は既存の社会集団における境界の意味付けを曖昧にし、再分配/承認のジレンマを弱めたうえで、不正義の是正に向けて人びとを結集させることができるため、人びとの連合・連帯の形成により適した思想的基盤であると言える。したがってフレイザーは、社会主義の方がより望ましい治癒策であると結論づける。

次いで文化分野においては、フレイザーが「(主流派の) 多文化主義」と呼ぶ策と「脱構築」と呼ぶ策が対置され、前者が肯定的治癒策、後者が変革的治癒策として位置づけられる。この対比においても、それぞれの社会集団には政治経済分野と同様の影響がもたらされる。すなわち肯定的治癒策をとった際は集団的なスティグマがそのままにされたり強化されたりする可能性があるのに対し、変革的治癒策をとった際は不

6 フレイザーは、差異の政治を主張するヤングのモデルにおいて、「伝統的に女性的なものを賞賛するような種類の差異主義的フェミニズム」が特権化されていると解釈する (Fraser 1997=2003: 308)。つまり、ヤングの理論を肯定的治癒策に位置づけているように思われる。だが、ヤングは差異の価値を伝統的なものに求めているわけではない。すでに引用したように、ヤングは「曖昧で、関係的で、流動するものとして、つまり不定形の統一体でも純粋な個体でもないものとして集団の差異を理解しようとする」ような姿勢が、差異の政治には含まれると論じている (Young 1990a=2020, 239)。すなわち、ヤングの差異の政治は肯定的治癒策のみならず変革的治癒策としての質を多分に含んでいると考えられる。

7 肯定的治癒策としての「リベラル・フェミニズム」への批判的立場は、『99%のためのフェミニズム宣言』に引き継がれている。「『差別』を糾弾し、『選択の自由』を掲げているとはいえ、リベラル・フェミニズムは大多数の女性たちから自由とエンパワメントを奪う社会経済的なしごらみに取り組むことを頑として避けている」(Arruzza et al. 2019=2020: 28)。

正義の是正に向けた人びとの結集を容易にすることができるため、後者の方が人びとの連合・連帯の形成により適した思想的基盤であると言える。したがってフレイザーは、脱構築の方がより望ましい治癒策と結論づける。

このようにして、政治経済分野における社会主義的是正策と、文化分野における脱構築的是正策を組み合わせた構想を、フレイザーは擁護する。「ポスト社会主義」的状況のアメリカ合衆国において、多くの運動はリベラルな福祉国家と（主流派の）多文化主義を組み合わせた戦略を志向しているが、そのような考え方を転換することなしに、再分配／承認のジレンマを回避して政治経済的不正義と文化的不正義をとともに是正することは不可能だと、フレイザーは考えるのである。

こうした批判に対して、ヤングはフレイザーの議論が前提とする二元論的性格を問題にする形で応答している。ヤングによれば、不正義の性質を政治経済的分野と文化分野に区別し、その焦点を再分配と承認のいずれかに切り詰めることによって、フレイザーの議論は「社会的現実および政治における多元性と複雑性を歪めてしまう」（Young 2008: 89）。多元性に対する認識を軽視すべきでないのは、「抑圧される集団それぞれが、他のものに還元することができない固有のアイデンティティと歴史を有している」からであるが、ヤングの理論は抑圧を5つのモデルに形態化し、かつそれらのどれもが抑圧概念を構成するための必要条件ではないとしたことで、「集

団の抑圧を論じるときの還元主義を避け得る」とされる（Young 1990=2020: 199）。ヤングによれば、還元主義は「政治的主体を一つの統一体に還元し、特殊性や差異よりも共通性や類似点をより高く評価する」ような傾向を意味する（Young 1990=2020: 1）が、フレイザーによる再分配と承認の二分法は、まさにこうした還元主義に陥っている（Young 2008: 94）。その結果、フレイザーは承認の要求を目的としか捉えられておらず、承認の要求が正義に適った再分配の要求の一部をなすような場合を排除してしまっている（Young 2008: 100）。むしろ、社会集団が反本質主義的な自己理解とともに差異の政治にコミットし、課題や立場の多元性を認識することで、フレイザーが再分配／承認のジレンマとして措定したような集団内部での対立は弱められ、多様な抑圧に対して連帯できる可能性も広がる（Young 2008: 103）。このようにして、ヤングは自身の基本的な立場を維持したまま、改めて不正義、社会集団、連合・連帯についての自身の理論を提示したのであった。

ヤングの応答に対し、フレイザーは既存の二分法を再度擁護するとともに、ヤングが構想する連合・連帯には欠陥があると指摘する。フレイザーは『中断された正義』において、再分配と承認への要求、および政治経済的領域と文化的領域は互いに混ざり合っていることを認識しつつ、それぞれの不正義に対する治癒策を検討するにあたっての「思考訓練」のために、これらを区別して考えることを提案している（Fraser 1997=2003: 27）。このように、フレイザーが二分法を導入したのは、現実をそのよう

に認識すべきであることを主張するためではなく、ジェンダーや人種といった社会集団に再分配／承認のジレンマが存在しうることを説明するための分析装置とするためであった。この重要性を認識せず、しかも肯定的治癒策に親和的なヤング⁸は、そうしたジレンマに苛まれる集団も進歩的な社会運動における「連合」に加わることでうまくいくだろうという、楽観主義的 polyannism 観点に陥っている (Fraser 2008b: 108-11)。のちの『再配分か承認か?』における表現を先取りするならば、「闘争が目下のところ分裂し衝突しているいま、いかに両タイプの闘争を協働させ調和させられるか」という点を、真剣に捉えるべきだとフレイザーは主張するのである (Fraser and Honneth 2003=2012: 73)。

ここまで、ヤングおよびフレイザーにおける、不正義およびその治癒策、社会集団、そして連合・連帯に関する理論化を確認してきた。のちにフレイザーは二分法への認識を変化させ、不正義の多元性により配慮した立場へと転換する。しかしさらにその後、フレイザーは再び社会主義的立場を前面に出し、左派ポピュリズムの立場を明示的に肯定することとなる。ここにおいて、マルクス主義フェミニズムにコミットしながら徐々に距離を置き、そのまま生涯を閉じたヤングとの立場の相違が明確になるように思われる。

第3章 論争以降のヤングとフレイザー ——不正義の治癒策と連合・連帯に関する議論を中心に

以下では、2000年代以降におけるヤングとフレイザーの議論から、両者の論争以降の展開を手短に検討する。ヤングは「虹の連合」から「差異化された連帯」へと連合・連帯に関する議論を発展させ、グローバルな制度や社会構造への参加において生じる政治的責任の概念を基盤として、不正義に対抗する連帯に向けた構想を試みた。他方のフレイザーは、現代の不正義およびそれへの対抗が難しくなっている状況の根に、グローバル化に伴う新自由主義の伸長があるとみなしたうえで、反資本主義的な運動にあらゆる不正義に抵抗する諸勢力を結集させることにより、「99%のためのフェミニズム」としての左派ポピュリズム的な連帯を構想している。

差異化された連帯は、2000年に刊行された単著である *Inclusion and Democracy* でヤングが打ち出した構想である。ヤングは、社会集団と差異の概念について『正義と差異の政治』と同様の議論を改めて示すとともに、こうした集団はなんらかの質的な共通性を共有するのではなく、社会的関係のプロセスを経て社会構造内部のある位置に他者とともに置かれることで形成されるという点を強調する。構造的な不正義の経験を共有し、その是正を望む人びとが集団としての視座や声を採用すること、およびそれが聴かれることを要求することが、差異

8 ヤングの差異の政治は肯定的というより変革的治癒策としての質を含むものであることから、フレイザーのこの解釈は疑わしいという点については、すでに注6で指摘したとおりである。

の政治において主体となる社会集団の基礎なのである (Young 2000: Chapter3)。

こうした「差異の政治」の基本的な要素について、社会運動における政治的指針にとどまらず、グローバルおよびリージョナルな制度化にまで適用することを目指したのが、差異化された連帯の構想である。差異化された連帯は、統合 integration を志向する方針と対になる立場であり、各集団に親近性を抱く人びとにとっての固有の経験や価値観、意味等を重視するとともに、その集団に独特のニーズや諸要求について、当該社会のメンバーが相互に尊敬と配慮をもって捉えることを要求する (Young 2000: Chapter6)。これを実現するために、当該社会の統治体は集団の視座やニーズを表明することが容易となるように、地域政府や特別な代表制を備えた議会といった諸制度を編成することが求められる。このようにして、人びとが自身の生存にとって不可欠な尊厳やニーズを自ら決定し主張することができる社会が実現するのだとされる (Young 2000: Chapter7)。

ヤングの最後の単著『正義への責任』においても、連帯についての議論がみられる。同書でヤングは、構造的不正義の是正のために当の社会構造においてそれぞれ異なる位置を占める人びとがともに行動する必要がある、またそうするための責任を諸個人が有しているのだと主張する。たとえばグローバルな社会において、経済規模の小さな諸国に位置する工場で先進国のアパレルショップ製品生産に従事する女性労働者の抑圧に対しては、低賃金で劣悪な労働による生産物から利益を得ている可能性が

あるあらゆる人びとに、その立場に応じた責任がある。人びとはその責任を認識し、政府へ企業への働きかけから社会運動への参加まで、あらゆる行動をとらねばならない (Young 2011=2014: 第5章)。行動は諸個人が結集して集団として行われる必要がある (Young 2011=2014: 165-9) が、このようにして人びとが結集した形態こそ「連帯」なのである。こうした連帯においては、参加する人びとのアイデンティティや志向性の同化や統一性を想定する必要はなく、社会集団について経済的な集団であるか文化的な集団かといったことを考える必要もない。構造的不正義はどちらの不正義をも同時に生産し、また再生産して人びとに影響を与えているからである (Young 2007: 80)。こうした不正義の是正に向けた連帯に結集する人びとに共通するのは、社会構造の中でそれぞれが独特な位置に置かれつつも、各人が認識する政治的な責任によって、現存する不正義に対して他者とともになんらかの行動に参画することが必要だと信じていること、ただそれのみである。

用語、そして概念としての連帯は、関わりあう者たちの同質性や対称性を意味する必要がない。その言葉を使う者たちのなかには、「連帯」を他者との同一化や、集団の統一性を含意するものとして使う者もいるが、そのような使用法は批判できるし、またそうされるべきである。わたしの理解では、連帯とは、ばらばらで同質ではないにも関わらず、お互いのためにも立ち上がろうと決めた人びとの関係性のこと

である (Young 2011=2014: 178)。

ヤングは最後まで、同化や統合ではなく捉え直された意味での差異を尊重する政治を志向し、かつ還元主義的想定によって意図せぬ排除や捨象に陥りうる二元論的な認識に反対する立場を、自身の理論に基礎づけ続けてきた。最終的には、グローバルな社会構造が生み出す不正義の是正を目指して、社会運動を越えて統治体系や諸制度そのものを再編成する原理にまで、自身の連帯に関する構想を拡張しようとしたのであった⁹。

一方のフレイザーは、現在に至るまで社会主義という支柱を維持して議論を行っている。すでに確認したとおり、フレイザーは「新しい社会運動」においてその焦点が再分配から承認へと移行しつつあることに危機感を抱き、そのどちらをも焦点とする二元論を打ち出したのだった。一方で、こうした議論に対してはヤングによる批判の他に、両者の論争について検討したアン・フィリップスから、ヤングが承認、すなわち文化的領域を優先していると批判するフレイザー自身もまた、ひそかに再分配、すなわち政治経済的領域を優先しているのではないかという批判が提起されている (Phillips 2008: 123)。フレイザーは、『再

配分か承認か?』において、再分配と承認の二元論は「社会的現実を理解するのに必要な概念的ツール」であると改めて示した (Fraser and Honneth 2003=2012: 73) うえで、この二元論は「実体的二元論」と対置されるものとしての「パースペクティブ的二元論」であるとともにどちらかの領域を優先するのではないものとして、ヤングへの反論で用いた説明を提示し直している (Fraser and Honneth 2003=2012: 72-83)。一方で同書では、再分配／承認のジレンマを乗り越えるための治癒策について改めて論じ直され、新たに「非改革主義的改革」の有効性が主張されている。これは、短期的に集団の権利やリベラルな福祉国家的再分配を認めるような肯定的是正戦略とみなされる政策をとることによって、長期的な構造改革に向けたプロセスを推進していくものである (Fraser and Honneth 2003=2012: 96-100)。つまり、肯定的戦略と変革的戦略という二分法は維持されるものの、それらは常に対立項に置かれるのではなく、長期的には変革を目指すという条件付きで肯定的戦略としての質を含む政策も意義を有する場合があることを、フレイザーは認めたのである。

次いで『正義の秤』では、「経済構造や地位秩序とは別に、社会の政治的構成に起因する不公正の相対的自律性をとらえられなかった、これまでの私の理論の欠陥」を

9 こうしたヤングの構想に対しては、そもそも「差異化」という方向自体に問題があり、ヤングが類型化した類の抑圧をより是正するのはむしろ統合を志向する政策の方であるという、エリザベス・アンダーソン (Elizabeth Anderson) の批判がある (Anderson 2010)。アンダーソンの主張は、不正義の是正への足掛かりとして集団の肯定的治癒策を一時的に採用することを認めるものの、最終的にはフレイザーの変革的治癒策と同様に、社会集団の境界を曖昧にすることで集団間の異なる処遇を是正するという方針を擁護するものである。また、アンダーソンを中心に、ヤングやフレイザーの議論を組み合わせて、不正義の是正に向けた政治的平等のための理論化を試みた研究に、森 (2019) がある。

補うものとして、経済分野に対応する再分配、文化分野に対応する承認に加え、政治分野における「代表」の不正義を焦点化する必要が論じられる (Fraser 2008a=2013: 10)。再分配、承認に加えて政治を個別の領域として焦点化することについては、すでに『再配分か承認か?』でも論じられており、主権国家体制を前提とした枠組みでは有効な分析および是正が期待できない不正義について、「参加の平等が求められている社会的行為者とは誰なのか」が問われるべきであり、それは再分配および承認のどちらからも独立した問いとして捉えられるべきだとされていた (Fraser and Honneth 2003=2012: 105-8)。その後2014年に発表された論考「マルクスの隠れ家の背後へ」では、政治体制および権力は資本主義社会における基礎的条件の1つとして位置づけられ、資本主義社会の変革を目指す際には、そうした社会を背後から構成している政治分野を考察することが不可欠であると論じられるに至った¹⁰ (Fraser 2014=2015: 15)。

このように2000年代以降のフレイザーは、『中断された正義』からヤングとの論争にかけて主張してきた経済と文化の二分法的な枠組みを緩め、政治分野に意識を向けたうえで資本主義およびその不正義につ

いての分析を進めていく。社会集団に対する認識についても、フレイザーは非改革主義的改革を擁護する文脈において「差異化それ自体が抑圧でない場合には、社会改革の望ましい目的は差異化の脱構築ではないかもしれない」と述べている (Fraser and Honneth 2003=2012: 98)。したがって、再分配の不正義への対抗にあたって社会集団の境界を曖昧にすることが広範な連合・連帯の形成に寄与するとしてきたフレイザーの立場は、非改革主義的改革の有効性の主張と政治分野に関する議論の重点化、すなわち「だれ」の次元を考慮することが不正義の縮減に不可欠であるという点を組み込むことによって、いくらかの修正がなされたとみることができる。

だが、アメリカ合衆国の政治情勢の変化を大きな契機として、フレイザーは新自由主義および資本主義への危機感を重視するようになり、それへの対抗運動を構成する普遍主義的な連帯の必要性を主張するようになる。それ以前からフレイザーは、第2波フェミニズムにおけるいくつかの戦略が誤っていたために、資本主義への批判的思考を失い、新自由主義の伸長を止めることができなかつたと論じていた¹¹ (Fraser

10 『正義の秤』で、政治的不正義は3つの段階を含む概念として記述される。「通常政治の誤った代表」は経済および文化に還元不可能な一分野を構成するものでありつつも、他の2つと並列的に位置づけられた領域であるのに対し、「誤ったフレーム化」は、経済、文化、政治のそれぞれが関係する領域として考えられている。そして「メタ政治的な誤った代表」は、経済、文化、政治のあらゆる意味における正義の基底をなす、参加の同等性という規範が問われる領域であるとされる (Fraser 2008a=2013: 第1章)。こうした政治的不正義に関する議論が、のちの進歩的ポピュリズムにいかにか引き継がれたのかという点は、フレイザーの議論の変遷を追ううえで重要になると思われるが、本稿では立ち入ることができなかった。

11 フレイザーの第2波フェミニズム批判を受けて、フェミニズム理論史の再検討を行った本邦の論考に、

2008a=2013: 第6章, Fraser 2013: Chapter9) が、主に2016年のトランプ政権誕生と、大統領選挙で敗北した民主党の候補者選びをめぐる状況に直面して以降、変革的というより肯定的な性質を強めるフェミニズムを立て直すとともに世界的に不正義を生み出し続けている社会構造に対抗するため、新自由主義と不可分になった社会秩序としての「資本主義」を打ち倒すフェミニズム運動、すなわち「99%のためのフェミニズム」を実践する必要性を主張するに至る (Arruzza et al. 2019=2020)。こうした新たな運動の戦略を、フレイザーは「進歩的ポピュリズム」と呼び、ドナルド・トランプに代表される右翼的な「反動的ポピュリズム」およびビル・クリントンやヒラリー・クリントンに代表される左翼的な「進歩的新自由主義」とは異なるヘゲモニーを構築するものとして位置づける (Fraser 2017=2021: 38-44, Fraser and Sunkara 2019)。こうしたポピュリズムの政治においては、新自由主義と反動的な政治が結びついた現状を打開するために、フェミニストや反人種差別主義者、反同性愛嫌悪者といった人びとのうち新自由主義から利益を得ている

人びととあえて手を切って「切り離し」を行なったうえで、新自由主義体制によって抑圧されている労働者を反動的な陣営への支持から引き戻すことが主張されている (Fraser 2017=2021: 39-40)。こうして練り上げられた連合が、99%のためのフェミニズムである¹²。

99%のためのフェミニズムが「フェミニズム」である理由は、社会的再生産論 social reproduction theory への注目にある。社会的再生産とは、「生産のための、基礎となる物質的・社会的・文化的必須条件」の広範な活動全体を指す概念であるが、資本主義社会においてはこの活動はジェンダーという基盤の上に成り立っているものであり、その営みはジェンダー役割と不可分である。この社会的再生産を変革することは、資本主義社会全体の変革を要請するものでもある¹³。したがって、社会的再生産の変革への要求はフェミニスト的な運動であるとともに、資本主義社会の秩序を根本的に問い直すという性格を有するものでもある。こうした運動の主体を担うのは、さまざまな社会集団を統合する視座としての「階級」である。99%のためのフェミニズ

岡野 (2017) や江原 (2022) がある。いずれもフレイザーの立場とは異なり、第2波フェミニズムの潮流が残した意義を改めて提示し直すものである。

- 12 『99%のためのフェミニズム宣言』は共著であり、フレイザー以外の共著者による主張や視座も含まれている。にも関わらず、本稿が99%のためのフェミニズムをフレイザー自身の連合・連帯の構想として取り上げている理由は下記2点による。1点目は、あるインタビューでフレイザー自身が同書について、68年世代の活動家 activist として初めて書いた扇動的 agitational 政治文書であると述べていることである (Fraser and Martínez: 2019)。2点目は、フレイザー個人の進歩的ポピュリズム論が、「99%の人びとのために」を旗印としたウォール街占拠運動にみられるようなヘゲモニー闘争としての普遍主義的連帯をその基礎としているところ、『99%のためのフェミニズム宣言』がほぼ同様の連帯に向けた呼びかけを含んでいると解釈可能だからである (Arruzza et al. 2019=2020: 144-52, Fraser 2017=2021: 32-3, 41-4)。
- 13 先述の「マルクスの隠れ家の背後へ」の時点で、社会的再生産は資本主義社会に欠かせない背景的条件をなす要素の1つとして、自然、政治権力とともに位置づけられている (Fraser 2014: 65-6=2015: 15)。

ムにおいて、女性や移民、人種的マイノリティといった人びとは単にその集団に属しているというだけで運動の主体になるわけではなく、階級闘争への参加を通じて資本主義社会が生み出す不正義を根本から是正しようとすることで主体となるのである (Arruzza et al. 2019=2020: 46-54)。

99%のためのフェミニズムにおいては、いくつかの点でそれまでのフレイザーの立場からの転換や継承がみられる。まず、この立場はフレイザーが課題として挙げていた、フェミニズムにおいて再分配、承認、代表の次元を統合する連帯のモデルであると解釈できる。ただし、階級が基盤となることが明言されていること、および階級的に異なる位置を占める社会集団の人びとは切り離されることから、そのもっとも基礎的な視座は再分配に関する不正義の是正であるとも言える。また、繰り返し触れてきたように社会集団の境界を基礎とせず、階級的に統合可能な人びとのみを主体としてみなすという戦略から、非改革主義的改革の考え方は事実上後景に退き、再び変革的な治癒策への集中が図られているとも考えられる。このように新たに練り直された階

級的集団の中において、自身がこれまで指摘してきたような「再分配／承認のジレンマ」が再発しないと云えるのか、仮に再発しないと云えたとして、フレイザーが区分する意味での「承認」を求める人びとの視座やニーズがあと回しにされることはないと言っているのか、今後の学術的展開や社会情勢の変化を含めて注意深く検討する必要があるように思われる¹⁴。

おわりに

本稿では、アイリス・マリオン・ヤングとナンシー・フレイザーという、2人のフェミニスト理論家を取り上げ、それぞれの不正義およびその治癒策、社会集団への認識、そして連合・連帯におけるあるべき姿といった点について、両者の論争およびその前後の議論から検討した。両者とも社会主義を重んじる立場から出発しつつ、社会の移り変わりや社会理論およびフェミニズムの議論の深化に伴って、立場の変化や理論の発展を経験してきたと言える。両者の理論は最終的に、あるいは現在までに、差異化された連帯と99%のためのフェミニズムという形で、それぞれの連合・連帯

14 こうした可能性を認識しつつも、むしろ従来の社会的活動や運動の場において他者化されてきた人びとと連帯することに関する99%のためのフェミニズムの潜在性に期待した研究として、牧野良成の論考がある (牧野 2022)。ただし私見によれば、社会的再生産の変革を基盤とした連帯において、非-シスジェンダーの人びとへの周縁化や暴力を断ち切るために必要な考慮事項や取り組みについては、『99%のためのフェミニズム宣言』の筆者たちが考えているであろう以上に、慎重に行われる必要があると思われる。特に、社会的再生産の抑圧が二元的なジェンダー概念に基づいて分析される際、本書で「ジェンダーによる規定に準じない者」(Arruzza et al. 2019=2020: 36) とされる人びとの位置づけは、両義的となってしまうように考えられる。また同書において、障害に関する視座が十分に盛り込まれているとは言いがたいために、現状の社会において社会的再生産の活動に寄与しているとみなされない傾向にある人びととの連帯がどうなるのか不明瞭である点も、筆者のこうした疑念をより強めている。こうした批判的検討については、別稿にて改めて取り上げたい。

に関する構想へと結実した。両者の共通点と相違点、そして議論のプロセスを並べて検討することは、不正義の是正に向けた新たな連合・連帯を構想する際の重要な手掛かりになると考えられる。本稿がその一助となれば幸いである。

<参考文献>

- Allen, Amy, 2008, "Power and the Politics of Difference: Oppression, Empowerment, and Transnational Justice", In *Hypatia*, 23(3): pp.156-72.
- Anderson, Elizabeth, 2010, *The Imperative of Integration*, Princeton, Princeton University Press.
- Arruzza, Cinzia, Tithi Bhattacharya, Nancy Fraser, 2019, *Feminism for the 99%: A Manifesto*, London and New York, Verso. (恵愛由訳, 2020, 『99%のためのフェミニズム宣言』, 人文書院).
- Dieleman, Susan, 2012, "Solving The Problem of Epistemic Exclusion: A Pragmatist Feminist Approach", In Maurice Hamington and Celia Bardwell-Jones eds., *Contemporary Feminist Pragmatism*, New York, Routledge.
- Dorrien, Gary, 2021, "Nancy Fraser, Iris Marion Young, and the Intersections of Justice: Equality, Recognition, Participation, and Third Wave Feminism", In *American Journal of Theology & Philosophy*, 42 (3): pp. 5-34.
- 江原由美子, 2022, 『持続するフェミニズムのために——グローバリゼーションと「第二の近代」を生き抜く理論へ』, 有斐閣.
- Eisenberg, Avigail, 2006, "Education and the Politics of Difference: Iris Young and the Politics of Education", In Mitja Sardoč ed., *Citizenship, Inclusion and Democracy: A Symposium on Iris Marion Young*, Malden, Blackwell Publishing.
- Ferguson, Ann and Mechthild Nagel, 2009, "Introduction" In Ann Ferguson and Mechthild Nagel eds., *Dancing with Iris: The Philosophy of Iris Marion Young*, New York, Oxford University Press.
- Fraser, Nancy, 1997, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Cambridge, Polity Press. (仲正昌樹監訳, 2003, 『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』, 御茶の水書房).
- , 2008a, *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Cambridge, Polity Press. (向山恭一訳, 2013, 『正義の秤——グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』, 法政大学出版社).
- , 2008b, "Against Pollyanna-ism: A Reply to Iris Young" In Kevin Olson ed., *Adding Insult to Injury: Debating Redistribution, Recognition and Representation*, London and New York, Verso.
- , 2013, *Fortunes of Feminism: From State-Managed Capitalism to Neoliberal Crisis*, London and New York, Verso.
- , 2014, "Behind Marx's Hidden Abode: For an Expanded Conception of Capitalism", In *New Left Review*, 86, Mar/Apr.: pp.55-72. (竹田杏子訳, 2015, 「マルクスの隠れ家の背後へ——資本主義の概念の拡張のために」『大原社会問題研究所雑誌』(大原社会問題研究所), 第 683-684 号: 7-20 頁).
- , 2017, "From Progressive Neoliberalism to Trump — And Beyond" *American Affairs*, 1(4). (小森(井上)達郎訳, 2021, 「進歩的自由主義からトランプへ——そしてそれを越えて——」, マーティン・ジェイ/日暮雅夫共編 『アメリカ批判理論——新自由主義への応答』, 晃洋書房).
- Fraser, Nancy and Axel Honneth, 2003, *Redistribution or Recognition?: A Political-Philosophical Exchange*,

- London and New York, Verso. (加藤泰史監訳, 2012, 『再配分か承認か? ——政治・哲学論争』, 法政大学出版局).
- Fraser, Nancy and Bhaskar Sunkara, 2019, ““The Populist Cat Is Out of the Bag” Nancy Fraser Interviewed by Bhaskar Sunkara” In Nancy Fraser, *The Old Is Dying and the New Cannot be Born: From Progressive Neoliberalism to Trump and Beyond*, London and New York, Verso.
- Fraser, Nancy and Rebeca Martínez, 2019, “The Feminism of the 1 Percent Has Associated Our Cause With Elitism: An Interview with Nancy Fraser” *Jacobin*, (2023年5月28日取得, <https://jacobin.com/2019/08/feminism-for-99-percent-nancy-fraser>).
- 福島賢二, 2008, 「教育機会の平等研究の焦点——再配分と承認を巡る論争を手がかりに」『<教育と社会>研究』(一橋大学<教育と社会>研究会)第18号, pp.62-70.
- Hartman, Heidi, 1981, “The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Towards A More Progressive Union” In Lydia Sargent ed., *Women and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism and Feminism*, Boston, South End Press. (田中かず子訳, 1991, 「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚——さらに実りある統合に向けて」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).
- Heyes, Cressida J., 2003, “Can There Be a Queer Politics of Recognition?” In Robin N. Fiore and Hilde Lindemann Nelson eds., *Recognition, Responsibility, and Rights: Feminist Ethics and Social Theory*, Lanham, Rowman & Littlefield Publishers, Inc..
- 本田宏, 2022, 「社会運動論の再整理——政治学の視点から」『北海学園大学法学研究』(北海学園大学法学会), 第58号1巻: pp. 1-33.
- La Caze, Marguerite, 2006, “Splitting the Difference: Between Young and Fraser on identity politics”, In Lynda Burns ed., *Feminist Alliances*, New York, Brill Rodopi.
- 牧野良成, 2022, 「マニフェストの先へと、ともに歩を進めるために——連帯論としての『99%のためのフェミニズム宣言』への応答の試み」『女性学年報』(日本女性学研究会)第43号: pp. 25-52.
- 森悠一郎, 2016, 「ナンシー・フレイザーの『再配分/承認の正義』の再検討」『ジェンダー研究』(東海ジェンダー研究所)第18号, pp. 15-39.
- , 2019, 『関係の対等性と平等』, 弘文社.
- 岡野八代, 2017, 「継続する第二波フェミニズム理論——リベラリズムとの対抗へ」『同志社アメリカ研究』(同志社大学アメリカ研究所)第53号, 103-24.
- Phillips, Anne, 2008, “From Inequality to Difference: A Severe Case of Displacement?” In *Adding Insult to Injury*.
- 齋藤純一・田中将人, 2021, 『ジョン・ロールズ——社会正義の探求者』, 中央公論新社.
- 向山恭一, 2014, 「アイデンティティと差異——政治哲学の<文化的転回>をめぐって」小野紀明・川崎修編集代表, 『岩波講座 政治哲学6 政治哲学と現代』, 岩波書店.
- Sargent, Lydia, 1981, “New Left Women and Men: The Honeymoon Is Over” In Lydia Sargent ed., *Women and Revolution*. (田中かず子訳, 1991, 「新左翼の女性と男性——ハネムーンは終わった」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).
- 辻康夫, 2016, 「承認の政治と再分配の問題——ジレンマは存在するか」『北大法学論集』(北海道大学大学院法学研究科)第67号3巻: pp. 45-81.
- Voet, Rian, 1998, *Feminism and Citizenship*, London, SAGE Publications.
- Young, Iris Marion, 1981, “Beyond the Unhappy Marriage: A Critique of Dual Systems Theory” In Lydia Sargent ed., *Women and Revolution*. (田中かず子訳, 1991, 「不幸な結婚を乗り越えて——二元論を批判する」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).

- , 1990a, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton, Princeton University Press. (飯田文雄・菊田真司・田村哲樹監訳, 河村真美・山田祥子訳, 2020, 『正義と差異の政治』, 法政大学出版局).
- , 1990b, *Throwing Like a Girl: And Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*, Bloomington and Indianapolis, Indiana University Press.
- , 2000, *Inclusion and Democracy*, New York, Oxford University Press.
- , 2007, “Structural Injustice and the Politics of Difference”, In Anthony Simon Laden and David Owen eds., *Multiculturalism and Political Theory*, New York, Cambridge University Press.
- , 2008, “Unruly Categories: A critique of Nancy Fraser’s Dual Systems Theory”, In Kevin Olson ed. *Adding Insult to Injury: Debating Redistribution, Nancy Fraser Debates Her Critics*, London and New York, Verso.
- , 2011, *Responsibility for Justice*, New York, Oxford University Press. (岡野八代・池田直子訳, 2014, 『正義への責任』, 岩波書店).

(掲載決定日：2023年5月18日)

Abstract

Normative Conceptions of Feminist Coalition/Solidarity:
Analyzing Discussions by Nancy Fraser and Iris Marion Young

Hiroki Yamagishi*

This study utilizes the theories of Nancy Fraser and Iris Marion Young to examine conceptions of feminist coalition/solidarity politics. Both Fraser and Young sought to construct normative political theories of social injustice based on the circumstances of Western society and the social movements occurring at the end of the 20th century. In so doing, they attempted to remedy the prevailing situation through socialism and critical theory. Some researchers have construed the distance between the positions taken by Fraser and Young as relating to their individual apprehensions of political, economic, cultural, and other injustices and the remedies they believed should be adopted to redress unjust conditions. Fraser and Young also articulated distinct views on social groups, including class, gender, sexuality, race, ethnicity, and disability. Ultimately, Fraser's conception of feminist coalition politics resulted in the slogan "feminism for the 99%" in opposition to Young's notion of differentiated solidarity. This study evaluates the considerations and controversies in the understanding exhibited by Fraser and Young vis-à-vis social injustices and social groups to elucidate how the distance in their stances reflects the similarities and differences in their conceptions of the coalition/solidarity politics of the feminist social movement.

Keywords

Iris Marion Young, Nancy Fraser, differentiated solidarity, feminism for the 99%, injustice.

*Doctoral Course of the Graduate School of Global Studies, Doshisha University, Japan.